

## 江南市消防本部自動体外式除細動器（AED）貸出要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、市民が参加する各種行事等の主催者に貸出しする目的で、江南市消防署にて管理している自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の貸借に関して、必要な手続きを定めることを目的とする。

### （貸出機器）

第2条 貸出しする機器は、江南市消防署本署及び東分署に設置されたAED各1台とする。

### （貸出対象）

第3条 次に掲げる条件に該当する場合に、貸出すものとする。ただし、消防長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 市内で開催される行事等であること。
- (2) おおむね10人以上が参加すること。
- (3) AEDを営利目的として使用しないこと。
- (4) 医療従事者又は普通救命講習その他これに類する講習を受講した者が配置されていること。

### （貸出要件）

第4条 AEDを借りる者は、行事等の開催場所に早期に救命手当を行う準備体制を整え、開催場所にAEDが設置されていることを参加者に周知徹底しなければならない。

2 AEDを借りる者は、身分が確認できる証明書等を提示しなければならない。

### （貸出期間及び台数）

第5条 AEDの貸出期間は行事等の開催日及びその前後日を含む最大7日間とし、貸出台数は1台とする。ただし、貸出が重複しない場合であって消防長が特に認めるときは、この限りでない。

### （貸出方法）

第6条 AEDの貸出しを受けようとする者は、借りようとする日の3か月前から当日までに、江南市消防本部自動体外式除細動器（AED）貸出申込書（様式1）により江南市消防署本署又は東分署に提出しなければならない。

2 貸出しの申込みが重複する場合は、提出順とする。

### （維持管理）

第7条 AEDを借りた者は、次に掲げる事項を遵守し、AEDを良好な状態で管理することに努めなければならない。

- (1) AEDを本来の目的以外で使用しないこと。
- (2) AEDを転貸又は譲渡しないこと。
- (3) 機器の特殊性に配慮すること。

### （費用負担）

第8条 AEDの貸出料は、無料とする。

2 貸出期間中におけるAEDの運搬及び維持管理に要する経費は、借りた者が負担する。ただし、貸出期間中に傷病者に対して使用したパッド等の取替えは、江南市消防署の負担において行う。

### （返却）

第9条 AEDを借りた者は、貸出期間の満了後、速やかにAEDを返却し、職員

から点検を受けなければならない。

2 AEDを借りた者は、AEDを使用した場合、江南市消防本部自動体外式除細動器（AED）使用報告書（様式2）を返却時に提出しなければならない。

（損害賠償）

第10条 AEDを借りた者は、故意若しくは過失によりAEDを紛失し、又は破損させた場合には、貸出機器と同じもの又は消防長が相当と認める金額をもって賠償しなければならない。

（損害賠償責任）

第11条 江南市及び消防本部は、AEDの誤った使用により生じた事故及び管理の不備による使用不能に対しては、一切の責任を負わない。

（貸出中止及び返還）

第12条 消防長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、AEDの貸出しを中止し、返還させることができる。

(1) AEDを借りた者が当該AEDを使用しなくなったとき。

(2) AEDを借りた者が本要綱の規定に違反したとき。

(3) その他消防長が特に必要と認めるとき。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、AEDの貸出しについて必要な事項は、消防長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。